

義務教育に係る政策研究会設置要綱

(設置)

第1条 国において義務教育全般の見直しが行われている中で、地方分権を推進する観点から、地方分権の進展に対応した今後の京都府内における義務教育の在り方について研究し、今後の施策の参考とするため、「義務教育に係る政策研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 研究会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 府と市町村の^{ひら}関係・役割について
- (2) 新しい時代を拓く教育の充実方策について

(組織)

第3条 研究会は、委員10名で構成する。

- 2 前項の委員は、以下のとおりとし、京都府教育委員会教育長が委嘱し、又は任命する。

学識経験者	3名
市町村教育委員会教育長の代表	2名
学校長の代表	3名(小学校、中学校、盲・聾・養護学校各1名)
P T Aの代表	2名(小学校、中学校各1名)
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(座長)

第4条 研究会に、座長を置く。

- 2 座長は、研究会の委員の互選により定める。
- 3 座長は、研究会の会議を主宰する。

(関係者の出席)

第5条 研究会には、必要に応じ関係者を招き、意見や説明を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、京都府教育庁管理部総務企画課企画情報室において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。